

I 業務継続計画の目的と方針

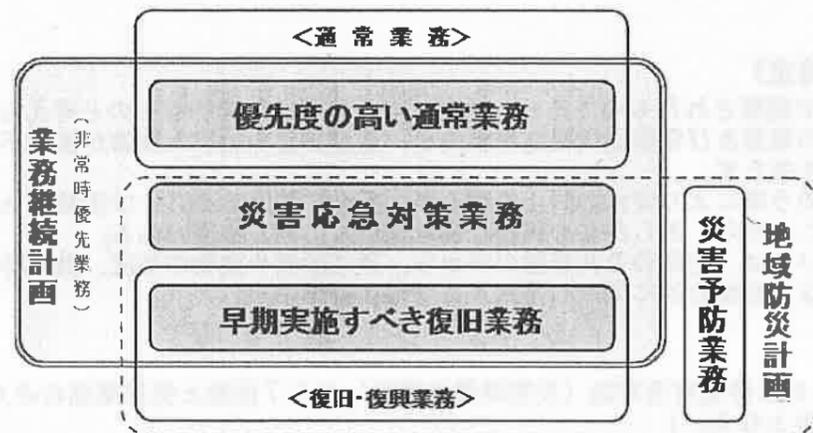
1 計画の目的

大規模な地震災害等が発生した場合でも市民の生命・安全の確保を図るため、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める。

なお、非常時優先業務など内閣府が示す災害時の業務継続計画に必須な重要6要素は、すべて本計画に含んでいる。

2 計画の位置付け

本計画は、国の防災基本計画及び帯広市地域防災計画を踏まえ策定する。地域防災計画との所掌範囲の違いは、図のとおりである。



▲地域防災計画と業務継続計画の所掌範囲

3 業務継続における方針

【基本方針】・大規模災害から市民の生命・安全の確保を図ることを最大の目的とする。
・市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
・業務継続のために必要な態勢をとり、限られた資源を最大限有効に活用する。

【対応方針】・災害時は非常時優先業務を最優先で実施する。
・人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
・非常時優先業務以外の業務については、休止・抑制する。

4 計画の発動

【地震の場合】市内に震度6弱以上の地震が発生した場合
【水害の場合】帯広市に気象庁による大雨特別警報が発表された場合
※上記以外にも必要に応じ、市長の判断に基づき本計画を発動する場合がある。

II 被害想定

1 被害想定（地震）

【想定】・冬の早朝、活断層（十勝平野断層帯主部）による直下型地震発生
・震源域 帯広市東部
・規模 M7.2（最大震度7、ただし市街地は6強）※阪神・淡路大地震と同程度（平成10年旧自治省消防庁消防研究所「簡易型地震被害想定システムVer2」を参考）

【本庁舎の被害想定】

新耐震設計基準に適合。先の熊本地震では新耐震基準導入以降の鉄筋コンクリート造等建築物で倒壊等が確認されたものが無いことから、被害の程度は限定的と考えられる。

▼本庁舎のインフラ被災想定（地震）

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電 気	・停電し自家発電（非常用発電機）作動 ただし、電気供給は限定的
給排水設備	・停電によりポンプが停止、断水（受水槽が空になるまでは可） ・水洗トイレ使用不能
ガ ス	・ガス管路破損の恐れあり、使用不可（11階厨房）
情報通信設備	・停電により電話交換機が使用不能となり、電話（内・外線）が不通 この場合、停電直通電話17回線に切り替わる。 ・非常用放送設備は可（バッテリーあり） ・停電により多くの情報機器が使用不能 ・防災無線、衛星携帯電話、北海道総合行政ネットワークは通信可
防災設備	・消火栓、スプリンクラー、火災報知機は作動 ただし、被災により使えない場合あり
空調設備	・停電により停止
エレベーター	・自家発電により南側、中央1基の2基のみ運行可

▼本庁舎の非常用電源設備

発電機	容量	燃料タンク	使用可能電気機器	稼働時間	設置場所
ディーゼル発電装置 (620PS)	500KVA	A重油 30,000ℓ (常時 20,000ℓ)	スプリンクラー、消火栓、非常照明、誘導灯、非常用コンセント、システムサーバー等、エレベーター2基	燃料消費量 109ℓ/h で7日間以上稼働可能	地下

2 被害想定（水害）

水害の想定においては、氾濫による被害が甚大となる十勝川・札内川を対象とし、国（帯広開発建設部）が公表した新たな洪水浸水想定に基づく。（想定最大規模の降雨を150年から1000年規模に変更）

【想定】・発生時期 8月下旬
・想定降雨量 十勝川流域 72時間総雨量 279mm
札内川流域 72時間総雨量 453mm

【本庁舎等の被害想定】

・十勝川の氾濫による浸水被害を想定。庁舎内の浸水深はおよそ1m前後。
・浸水継続時間は12時間未満。

▼本庁舎のインフラ被災想定（水害）

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電 気	・電気設備、非常用発電機が水没し停電
給排水設備	・停電によりポンプが停止、断水（受水槽が空になるまでは可） ・水洗トイレ使用不能
ガ ス	・使用可（11階厨房）
情報通信設備	・電話交換機（地階）が水没、電話、停電直通電話が使用不能 ・非常用放送設備（地階）も水没、使用不能 ・非常用発電機が作動しないため情報機器全体が使用不能 ・防災無線（バッテリー）、衛星携帯電話（バッテリー）、北海道総合行政ネットワークは通信可
防災設備	・非常用発電機が水没し、消火栓、スプリンクラー、火災報知機等防災設備は作動せず
空調設備	・停電により停止
エレベーター	・停電により停止
そ の 他	・上下水道GISシステムが使用不能（システムサーバーを事前に退避させることは可能） ・地下書庫の保存文書が水没

Ⅲ 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

本市における非常時優先業務とは、発災から1箇月以内に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務」、「早期実施すべき復旧業務」、「優先度の高い通常業務」の総称であり、制約された条件の中でも、これらの業務が確実に立ち上げられ執行できるようにする。

2 非常時優先業務の選定方法

業務継続計画の基本方針に基づき、以下の考え方により非常時優先業務の選定を行った。

(1) 非常時優先業務（災害応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務）

防災計画に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い、全ての応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務を非常時優先業務として位置付けた。

(2) 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

通常業務の全業務について、1箇月間業務を休止することに伴う市民生活への影響度を分析し、休止、または実施の判断を行った。

このうち、休止に伴う影響が大きく、1箇月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付けた。

3 非常時優先業務の選定結果

庁内の各部署（消防を除く）に対する調査の結果、帯広市の通常業務と災害時に発生する業務の計1,294業務のうち、発災後1箇月以内に優先して着手すべき「非常時優先業務」として、699業務（54.0%～平成29年4月現在）を選定。それ以外の業務は「休止業務」とすることとした。

発災後の経過時間	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1月以内
非常時優先業務数	135業務	273業務	314業務	480業務	699業務
割合	10.4%	21.1%	24.3%	37.1%	54.0%
業務の選定基準	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始	・被災者への支援の開始 ・行政機能の回復に向けた取り組み	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	・その他行政機能の回復

▲非常時優先業務数の選定結果

Ⅳ 実施体制

1 市長の職務の代理

災害対策本部をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則に定める副市長がその職務を代理する。

2 職員の参集想定

本計画では、次の前提条件により、職員の参集状況を想定した。

参集距離	職員の居住地から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩（歩行速度は2km/h）とする。 また、家族の安否確認等出発するまでの準備時間等（0.5時間）を加えた時間とした。
職員の被災状況	職員本人及び家族の被災等により、全職員のうちの約1割は参集できないものとする。

▼職員の参集想定

参集所要時間	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内
参集想定人数	129人	768人	1,074人	1,162人	1,175人
参集想定人数 (補正90%)	116人	692人	967人	1,046人	1,058人
想定参集率	9.9%	58.8%	82.3%	89.0%	90.0%

※平成29年度非常配備編成計画及び通勤状況（平成29年2月現在）に基づき算定した。

Ⅴ 非常時優先業務のための課題と対策

1 電気、水、食料等の確保

(1) 水・食料等

職員が応急復旧業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄するよう検討する。備蓄食料は3日間分を目安とするが、長期化も考慮し、各自が可能な限り飲食物等を持参するよう、また、平時から食料、飲料水、その他必要とするものを備えるよう努めるものとする。

(2) 電気（非常用発電機）

地階へ浸水した場合、電気設備が復旧不能となり、新たな設備を設置するためには、膨大な時間と費用が必要となる。対策としては、

①非常用発電機、配電盤等を浸水深以上の高さに設置する

②災害時に仮設の非常用発電機を設置し、配電盤を通さずに直接ケーブルを必要なフロアに接続する
以上により電源を確保するが、停電が復旧した場合、庁舎全体へ電気を供給するためには、高圧の受電設備一式をあらかじめ浸水深以上の高さに設置しておく必要がある。しかし、①と同様に中長期的な課題であり、財源や設置場所などの問題があるため、継続して検討を進めていく。

2 建物（代替庁舎の特定）

本庁舎は新耐震基準で建築されたものであり、地震による被害は限定的なものと考えられる。

一方、洪水時は全ての電源及び電話通信機能が喪失し、空調設備や給排水設備が使用不能となり、業務遂行に著しい支障を来す。

そのため、まずは土のう等により浸水の防止を図るが、完全に防水することは困難であり、庁舎が水没する可能性があることから、あらかじめ代替庁舎を選定しておく必要がある。

代替庁舎の選定においては、近隣の公共施設の中から、通信設備や建物の強度、洪水時の浸水深、また、市民への利便性などを総合的に判断し選定する（現在協議中）。

3 通信手段の確保

停電時、使用できるのは停電直通電話（災害時優先電話）の17回線と衛星電話のみである。（水没の場合は衛星電話のみとなる。）

避難所や関係機関との連絡については、防災無線を主とする。そのため、平時から職員に対し操作方法の訓練を行い、習熟に努めるものとする。

災害時は、臨時の電話回線を確保できるよう、通信事業者に要請する。

なお、電話交換機については、更新時期に併せて浸水深以上の場所への設置が必要である。

4 庁内各種情報システム

情報システムは各業務を支える重要なインフラであることから、ICT部門に特化した業務継続計画を策定するほか、重要な行政データのバックアップの確保に努めるものとする。

Ⅵ 業務継続力の向上、改善に向けて

1 業務継続対策のための職員周知

今後、総務部長を議長とし企画調整監を委員とする「災害対策連絡会議」を開催し、業務継続計画の職員への周知を図るほか、平時より非常時優先業務を担当する職員や応援職員において、災害時に速やかに優先業務を継続できるように徹底する。

また、人事異動等により担当職員が異動した場合でも、所要の行動が取れるよう、災害発生時に取るべき行動や確認すべき事項等について周知徹底を図る。

2 訓練の実施

業務継続の考え方の定着化及び職員の対応能力の向上に向け、災害対策本部訓練、緊急初動要員訓練等に業務継続の要素を取り入れるほか、安否確認訓練等の実施を検討する。

3 計画の見直し及び更新

社会的な外部環境の変化や人事異動、機構改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は絶えず変化している。今後、計画内容を随時検証し、不断の見直しを行っていく。

4 庁内インフラの点検整備

平時から庁内インフラを点検し、必要に応じ財源や更新時期等を踏まえ、改善策を検討していく。